

第1段階の交付申請に必要なもの一覧

* 申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

No.	書類名等	備考	チェック欄
①	豊田市一般不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） * 以下、様式第1号とする	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名は補助金の振込先口座名義人のお名前を記入してください。 複数の医療機関にかかられた場合でも様式第1号は1枚です。 	
②	豊田市一般不妊治療費補助事業受診等証明書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関ごとに記入してもらい、枚数が足りない場合はコピーして使ってください。 院外処方分も主治医に記入してもらってください。 人工授精の保険外診療のみ対象です。 	
③	豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書（様式第9号）	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1号に押した印鑑と同じ印鑑を使ってください。 複数の医療機関にかかられた場合でも補助金交付請求書（様式第9号）は1枚です。 	
④	医療機関・薬局発行の領収書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 原本は申請時にコピーをとり、窓口にて返却します。 領収書を紛失した場合には、医療機関に領収証明書等を交付してもらい、領収書の代わりとします。 	
⑤	<p>【夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合】 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）</p> <p>【夫及び妻の両方が外国人の場合】 婚姻届受理証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要です。…戸籍謄本は本籍地で取得してください。 ●夫及び妻の両方が外国人の場合は婚姻届受理証明書が必要です。…婚姻届受理証明書は婚姻の届出をした市町村で取得してください。 ・申請日から6か月以内に発行されたものに限りです。 ・ただし、令和2年度の第2段階を同日に申請する場合や、令和2年度分の第2段階申請時に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されたもの場合は省略できます。 	
⑥	印鑑（認印可）	様式第1号に押した印鑑と同じ印鑑が訂正用が必要です。	
⑦	振込先口座の預金通帳	様式第1号の申請者の預金通帳	

以下は**令和2年1月1日（令和2年4月・5月に申請する場合は平成31年1月1日）**に豊田市に住所のない方のみ必要です。

⑧	<p>夫及び妻の所得課税証明書（控除の記載があるもの）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●申請日が令和2年4月・5月： ⇒平成30年分の所得を証明するもの【令和元年度所得課税証明書】 ●申請日が令和2年6月以降： ⇒令和元年度分の所得を証明するもの【令和2年度所得課税証明書】 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所得がない方も必要です。</u> ・令和2年1月1日（令和2年4月・5月に申請する場合は平成31年1月1日）に住所のあった市町村で取得してください。 ・海外赴任等で所得課税証明書が取れない場合は、戸籍の附票をご提出ください。（附票で確認できない場合は、海外にいたことを証明する書類が必要ですので、子ども家庭課にお問い合わせください。） ・申請日から6か月以内に発行されたものに限りです。 ・ただし、令和2年度の第2段階を同日に申請する場合や、令和2年度分の第2段階申請時に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されたもの場合は省略できます。 	
---	---	--	--

チェック欄を使って、申請に必要なものがすべてそろっていることを確認してから、
令和3年3月15日（月）までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。